

原議保存期間 10年
(平成26年12月31日まで保存)

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
各方面本部長

警察庁丙生企発第85号
平成16年12月2日
警察庁生活安全局長

古物営業法施行規則の一部を改正する規則の制定について(通達)

このたび、古物営業法施行規則の一部を改正する規則(平成16年国家公安委員会規則第17号(別添)。以下「改正規則」という。)が制定され、平成17年1月1日から施行されることとなった。

改正規則による改正の趣旨、概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、各都道府県警察にあっては、これを踏まえ、その適切な運用を図られたい。

なお、以下この通達において、改正規則による改正後の古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)を「施行規則」という。

記

第1 改正の趣旨

自動車盗は、平成15年には約6万4,000件と平成7年と比較して約1.87倍に増加している。また、オートバイ盗(自動二輪車及び原動機付自転車を対象とする窃盗事件)についても、依然として年間20万件近く発生するなど、犯罪情勢は依然として極めて厳しい状況にある。

こうしたことから、自動車及びオートバイの盗難対策について社会的気運が高まっており、「国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて」(平成13年8月国際組織犯罪等対策推進本部決定)に基づき、関係機関・団体から成る「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」が発足し、その取組みの一環として車両の盗難情報を他官庁に提供することとなった。

このような取組みを契機として、民間団体に対しても車両の盗難情報を提供できるようにするよう求める声が高まり、また、盗品情報の受け手となる民間団体における情報保全等の面での体制も整備されてきたところである。

このような状況を踏まえ、改正規則において、古物商等が自動二輪車等を取り扱う営業所の管理者に一定の知識等を得させるよう努めなければならないこととするとともに、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が盗品等に関する情報の提供を行うことができる者を定めるなど必要な事項を定めることとされたものである。

第2 管理者に得させる知識等（施行規則第14条関係）

古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）第13条第3項において、古物商又は古物市場主は、管理者に、取り扱う古物が不正品であるかどうかを判断するために必要なものとして国家公安委員会規則で定める知識、技術又は経験を得させるよう努めなければならないこととされている。

現在、自動車を取り扱う営業所等の管理者について、不正品の疑いがある自動車の車体等における改造の有無等を判定するために必要とされる知識、技術又は経験を得させる努力義務が課せられているが、依然として厳しいオートバイ盗の発生状況を踏まえ、このたび、自動二輪車又は原動機付自転車を取り扱う営業所の管理者について、自動車を取り扱う営業所の管理者と同様に、一定の知識、技術又は経験を得させるよう努めなければならないこととしたものである。

第3 情報の提供

1 国家公安委員会規則で定める者（施行規則第21条関係）

(1) 趣旨

法第27条の規定により、公安委員会が情報の提供を行うことができる者は、古物商、古物市場主若しくは古物競りあっせん業者又はこれらの者を直接若しくは間接の構成員とする団体からの盗品等に関する情報についての照会に対し回答する業務（以下「回答業務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして施行規則第23条の承認を受けた法人その他の団体（以下「盗品売買等防止団体」という。）とすることとしたものである。

(2) 概要及び運用上の留意事項

ア 盗品等に関する情報

「盗品等に関する情報」は、盗品等に付された番号、記号その他の符号など盗品等を特定するために必要なものをいい、特定に至らないものは含まない。

イ 古物商、古物市場主若しくは古物競りあっせん業者又はこれらの者を直接若しくは間接の構成員とする団体

「これらの者を直接若しくは間接の構成員とする団体」を含めることとしたのは、盗品売買等防止団体が、古物商、古物市場主又は古物競りあっせん業者（以下「古物商等」という。）から照会を受ける場合のほか、古物商等の団体や当該団体を支部とする団体からの照会を受ける場合も考えられるためである。

ウ 承認を受けた法人その他の団体

「その他の団体」を含めることとしたのは、盗品売買等防止団体が法人である場合のほか、法人格なき社団である場合も考えられるためである。

エ 承認の数

盗品売買等防止団体は、都道府県に一を限って承認するなどの数的な限定はなく、規則に規定する要件を満たすものであれば、承認を受けることができる。

2 承認の申請（施行規則第 22 条関係）

(1) 趣旨

施行規則第 23 条の承認の申請先公安委員会を定めるとともに、承認の申請をした法人等が回答業務を適正かつ的確に実施できるか否かを公安委員会が判断するために、当該法人等が提出しなければならない承認申請書の記載事項及び添付書類等に関する規定を定めたものである。

(2) 概要及び運用上の留意事項

ア 承認の申請先

回答業務の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会に提出することとされた。なお、盗品売買等防止団体は、当該公安委員会からその保有する盗品等に関する情報の提供を受けることとなる。

イ 承認申請書の記載事項

承認申請書には、次に掲げる事項を記載することとされた。

名称及び住所並びに代表者の氏名

回答業務を実施する事務所の名称及び所在地

ウ 添付書類

承認申請書の添付書類が次のとおり定められた。

定款若しくは寄附行為又はこれらに相当する書類

役員に係る最近 5 年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）

役員に係る法第 4 条第 1 号から第 5 号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

申請の日の属する事業年度及び翌事業年度（事業年度の定めのない法人その他の団体にあつては、申請の日から 2 年間）における回答業務に関する事業計画書及び収支予算書

回答業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）

回答業務に関して知り得た情報の適正な管理及び使用に関する規程（以下「情報管理規程」という。）

(ア) の「資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面」とは、財産目録並びに財産目録に記載した各財産の権利及び価額を証明する書面を意味する。

(イ) の「事業計画書及び収支予算書」は、回答業務に係る部分に限られる必要はないが、回答業務に係る部分が明らかにされている必要がある。

エ 業務規程

添付書類のうち、業務規程は、次に掲げる事項を定めたものでなければならないこととされた。

回答業務の実施の方法に関する事項

回答業務を利用する者の範囲に関する事項

回答業務を実施する時間及び休日に関する事項

上記に掲げるもののほか、回答業務の実施に関し必要な事項

- (ア) の「実施の方法」については、回答業務に用いられる電子計算機、端末装置等の構成、入力事項等照会の具体的な方法、回答の具体的な方法、権限のない者による照会を排除するための措置等が記載されていることが必要である。
- (イ) の「利用する者の範囲」については、1(2)イに掲げる者の中から明確に特定されて記載されていることが必要である。また、業務規程又は情報管理規程に違反した者に対する除名処分等の規定を設けることが必要である。
- (ウ) の「回答業務を実施する時間及び休日に関する事項」については、回答業務が確実に行われるよう、回答業務を行う日が、原則週5日以上確保されている必要がある。また、年末年始や祭日の扱いなど詳細な規定を置くことが望ましい。
- (エ) (ア)から(ウ)までのほか、照会の結果、盗品と判明した場合の措置に係る規定（警察への通報を含む。）が定められていることが必要である。
- (オ) 回答業務は、盗品売買等防止団体が行うものであり、外部への業務委託は、電子計算機又は端末装置の保守点検等回答業務の付随的な部分に限られる。したがって、外部委託に関する規定がある場合には、その点に留意すること。
- (カ) 細則等への委任規定がある場合において、細則等が定められたときは、公安委員会への提出を求めること。

オ 情報管理規程

添付書類のうち、情報管理規程は、次に掲げる事項を定めたものでなければならないこととされた。

回答業務に関して知り得た情報（以下「特定情報」という。）の適正な管理及び使用に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

特定情報の管理及び使用に係る事務を統括管理する者（以下「情報管理責任者」という。）の指定に関する事項

特定情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項

上記に掲げるもののほか、特定情報の適正な管理又は使用を図るため必要な措置に関する事項

- (ア) の「職員の意識の啓発及び教育」については、情報管理責任者を実施責任者とし、少なくとも年1回実施するなど、職員の意識の啓発及び教育に必要な措置を講じる旨が定められている必要がある。
- (イ) 情報管理責任者は、回答業務を統括管理する者を指定することが定められている必要がある。

また、情報管理責任者は、次の事項等について随時盗品売買等防止団体の

代表者に報告するよう定められている必要がある。

a 職員の意識の啓発及び教育する事項

b 特定情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項

(ウ) 特定情報又は当該情報の記録された物は、その収集目的又は盗品売買等防止団体の活動上の必要性に照らし管理又は使用する必要がなくなった場合には、消去又は廃棄しなければならないこととし、これについては、特定情報を復元することができない方法により行うよう定められている必要がある。

(イ) 特定情報を取り扱う者が、業務上必要と認められる職員に限定されるよう、その範囲を、情報管理規程において明らかにしておくことが必要である。

(オ) 照会を行う者及び盗品売買等防止団体の職員による、盗品等に関する情報の目的外利用を禁ずる旨が定められている必要がある。

(カ) 情報の不正な取扱いに対する措置（速やかな実態調査、公安委員会への報告等を含む。）が定められている必要がある。

(キ) 特定情報を電子計算機を用いて処理又は管理する場合は、次の事項が定められている必要がある。

a 電子計算機及びその端末装置の操作は、あらかじめ情報管理責任者の指定する者以外の者が行ってはならないこと。

b 情報管理責任者は、情報の出力等を行うために必要なパスワードを設定、管理し、必要に応じてこれを変更すること。

c 情報管理責任者は、電気計算機及び端末装置への不正なアクセスを防止するために必要な措置を講じることとし、特定情報へのアクセス状況について、定期的に点検するとともに、必要に応じ臨時点検を行い、その管理状況を盗品売買等防止団体の代表者に報告すること。

3 承認の要件（施行規則第23条関係）

(1) 趣旨

盗品売買等防止団体の承認をするために必要な要件を定めたものである。

(2) 概要及び運用上の留意事項

盗品売買等防止団体の承認は、次のいずれにも該当すると認めるときに行うこととされた。

定款等において回答業務を実施する旨の定めがあること。

役員のうち法第4条第1号から第5号までのいずれかに該当する者がいないこと。

回答業務を適正かつ確実に実施するために必要な業務規程及び情報管理規程が定められていること。

上記に掲げるもののほか、回答業務を適正かつ確実に実施することができることと認められるものであること。

ア 回答業務を実施する旨の定め

の「定め」は、承認申請をした法人等において、回答業務を行うことが可能であることを確認できるものであることが必要である。

イ 上記に掲げるもののほか、回答業務を適正かつ確実に実施することができる
と認められるものであること

については、人的及び経理的基礎の有無、就業規則、職員給与規程、会計
処理規程等の有無など から までに掲げるもの以外の観点から、適正かつ確
実に回答業務を行い得るかを判断すること。

4 変更の届出（施行規則第25条関係）

(1) 趣旨

公安委員会が、盗品売買等防止団体についての的確に実態把握を行い、行政上の
指導監督に資するようするため、盗品売買等防止団体が名称及び住所並びに代
表者の氏名、回答業務を実施する事務所の名称及び所在地等について変更しよう
とする際の手続が規定された。

(2) 概要及び運用上の留意事項

ア 提出先

施行規則第23条の承認をした公安委員会に変更届出書を提出する。ただし、
公安委員会の管轄区域を異にして回答業務の本拠となる事務所を変更したとき
は、変更後の回答業務の本拠となる事務所の所在地を管轄する公安委員会に提
出するものとする。この場合において、変更前の回答業務の本拠となる事務所
の所在地を管轄する公安委員会に提出する必要はない。

イ 公安委員会間の連絡

盗品売買等防止団体が公安委員会の管轄区域を異にして回答業務の本拠とな
る事務所を変更したときは、変更後の回答業務の本拠となる事務所の所在地を
管轄する公安委員会は、変更前の回答業務の本拠となる事務所の所在地を管轄
する公安委員会に対し、それまでに当該盗品売買等防止団体が提出した書類の
写しを提供するよう要請すること。この場合において、当該要請を受けた公安
委員会は、当該写しを提供すること。

5 事業報告等（施行規則第26条関係）

(1) 趣旨

公安委員会が、盗品売買等防止団体の実態を正確に把握し、適切な指導監督を
行うため、盗品売買等防止団体が事業年度ごとに事業報告書等を公安委員会に提
出しなければならないこととするとともに、公安委員会が必要に応じて報告等を
求めることができることとされた。

(2) 概要及び運用上の留意事項

盗品売買等防止団体は、毎事業年度の開始前に、事業計画書及び収支予算書を、
毎事業年度経過後3月以内に、前事業年度における事業報告書及び収支決算書を
公安委員会に提出しなければならないこととされた。

また、公安委員会は、回答業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要が

あると認めるときは、盗品売買等防止団体に対し、報告又は資料の提出を求めることができることとされた。

ア 事業計画書等

事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書は、回答業務に係る部分に限られる必要はないが、回答業務に係る部分が明らかにされている必要がある。

これらの提出を受けたときは、回答業務の運営に関し改善の必要があるか否かなどについて着眼すること。

イ 報告徴収の範囲

報告徴収についても、必ずしも回答業務の部分に限られる必要はないが、あくまでも回答業務の適正な運営を図るためのものであるから、回答業務に関連がある部分であることを要する。ここで関連ある部分としては、例えば、その他事業の実施が回答業務に影響を及ぼしている疑いがある場合における当該その他事業が含まれる。

6 是正又は改善の勧告（施行規則第27条関係）

回答業務の適正かつ確実な実施を確保するため、盗品売買等防止団体が施行規則の規定に違反したとき、又は回答業務の運営に関し改善が必要であると認められるときは、かかる状態を解消させる必要があることから、盗品売買等防止団体が自ら解決することを促すべく、公安委員会が回答業務に関する是正又は改善の勧告をすることができることとされたものである。

なお、是正又は改善の勧告は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に規定する「行政指導」に該当する。

7 承認の取消し（施行規則第29条関係）

公安委員会は、盗品売買等防止団体が施行規則第29条第1項各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができることとされた。

8 提供を行う情報（施行規則第30条関係）

盗品売買等防止団体に対し提供を行う情報は、盗品等に関する情報のうち、盗品等に付された番号、記号、その他の符号とされた。

この「番号、記号、その他の符号」については、当面の間、自動二輪車、原動機付自転車又は自動車に係るものに限ることとする。

なお、情報提供に当たっては、不正なアクセスを防止するための措置（専用回線の構築、データの暗号化等）や定期的なデータ更新のためのプログラムの開発等について所要の調整及び準備が必要であり、また、個別の状況に応じて警察庁が当該調整及び準備並びに情報提供に関する業務を行うこととしていることから、施行規則第23条の承認の申請又はその相談があった場合には、警察庁生活安全局生活安全企画課までその旨連絡すること。